

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
以下のとおり、テキストに誤りがございますので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

2027合格目標 国家総合職の法律系科目対策講座 憲法 別冊問題集 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
53	問18 枝オ 2行目	……としている（最判平14.7.9）。	……としている（最判平14.7.11）。	25/11/5
334	問117 解説文 7行目以降	……この見解は、天皇の告示行為が「国政に関する権能」という性質をもたないのは、……	……この見解は、天皇の 国事 行為が「国政に関する権能」という性質をもたないのは、……	25/11/5

2027合格目標 国家総合職の法律系科目対策講座 民法Ⅰ 別冊問題集 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
228	枝5 解説文 1行目	本枝のとおりである。不動産公示の先取特権は、……	本枝のとおりである。不動産 工事 の先取特権は、……	26/1/28

2027合格目標 国家総合職の法律系科目対策講座 民法Ⅱ 別冊問題集 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
211	枝5 解説文 2行目以降	……知った時から3年間行使しないときには、時効によって消滅する（民法724条1号）。	……知った時から 5年間 行使しないときには、時効によって消滅する（民法724条1号、 724条の2 ）。	25/11/5
258	枝イ 問題文全体 ※右記の内容に変更をお願いします	認知をした者は、認知について反対の事実があることを理由として、認知の無効の訴えを提起することは認められていない。		26/1/28
260	枝イ 解説文全体 ※右記の内容に変更をお願いします	イ × 認知者（認知をした者）であっても、認知の無効を主張可 認知をした者は、認知の時から7年以内に限り、認知について反対の事実があることを理由として、認知の無効の訴えを提起することができる（民法786条1項2号）。		26/1/28

2027合格目標 国家総合職の法律系科目対策講座 行政法 テキスト 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
207	「イ 議員の地位」 第3段落3行目以降	……議会が出席議員の3分の2以上の多数決で決定する（地方自治法127条1項）。もっとも、……	……議会が出席議員の3分の2以上の多数決で決定する（地方自治法127条1項）。 もっとも、…… ※ 「もっとも、」以下の記述の削除をお願いします。	26/1/28

2027合格目標 国家総合職の法律系科目対策講座 行政法 別冊問題集 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
126	問55 解説文 最終行	よって、妥当なものはア・エであるから、正解は肢2である。	よって、妥当なものはア・エであるから、正解は肢4である。	25/11/5

以上